

1. 申請資格を有する者

以下①又は②のいずれかに該当する者が申請資格を有する者になります。

- ① 以下のア～ウのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上^{※1}の者

ア 一般貨物自動車運送事業者

イ 特定貨物自動車運送事業者

ウ 第二種貨物利用運送事業者

- ② 上記①に補助対象機器が装着された事業用自動車を貸し渡す自動車リース事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

2. 補助対象機器

全ト協が指定するテールゲートリフター（油圧式荷役省力化装置）

◆以下の①～④の要件を全て満たすものが対象となります。

- ① 全ト協が定めるものであること

（該当する型式等は別紙を参照してください。） ←ホームページ上でご覧の場合、クリックすると該当ページに飛びます

- ② 未使用のテールゲートリフターであること

- ③ テールゲートリフター未装着の事業用自動車に新たにテールゲートリフターを装着したものであること

- ④ 令和2年12月15日から令和3年3月31日まで^{※1}の間に、該当する機器を装着した事業用自動車を購入（導入）し新車新規登録を受けたもの、又は所有している事業用自動車に新たにテールゲートリフターを後付装着し構造等変更検査を受けたものであること^{※2}

補助対象とならないもの（例）

- 中古品のテールゲートリフター
- テールゲートリフター装着済みの中古車（登録済みのいわゆる「未使用車」や「新古車」を含む）
- 既に装着済みのテールゲートリフターを未使用のものと付け替えたもの
- 自家用自動車（白ナンバーのトラック）に装着したもの
- 令和2年12月14日以前、又は令和3年4月1日以降に新車新規登録又は構造等変更検査を受けたもの
- 令和3年3月31日までに支払が全て完了されなかったもの
- 他の国庫補助金を受けているもの

※1 対象期間内に導入されたものであっても、申請が予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合があります。詳細は下記 [8. 交付決定等 P7-8](#) をご確認ください。

※2 テールゲートリフターを装着した車両の新車新規登録又は構造等変更検査が令和3年3月31日までに完了され、かつ支払^{※3}が令和3年3月31日までに完了したものが対象となります。

※3 手形や割賦等の清算が完了していない場合や所有権留保の場合は、令和3年3月31日までに支払いの清算や所有権留保の解除等所要の手続きを全て完了する必要があります。詳細は下記 [11. 注意事項 P10](#) をご確認ください。

参 考 テールゲートリフターの種類



参 考 補助対象となる条件※1

		テールゲートリフター	新品	中古品
装着車両 への装着	購入車両	新車への装着	○対象※2	×対象外
	への装着	中古車への装着	○対象※3	×対象外
自己保有車両への装着			○対象※3	×対象外

※1 テールゲートリフター装着済みの中古車（登録済みのいわゆる「未使用車」や「新古車」を含む）の導入、あるいは既に装着済みのテールゲートリフターを未使用のものと付け替えた場合は、いずれも対象外となります。

※2 装着車両が対象期間内に新車新規登録を受けたものに限りです。

※3 装着車両が対象期間内に構造等変更検査を受けたものに限りです。

3. 補助額等

補助対象	補助率	補助額		補助上限台数※1, 2, 3
テールゲート リフター	通常価格の 1/6	左記により、以下の区分に応じた補助額となります。		1事業者につき1台 (ただし、Gマーク取得事業者は2台) (補助対象事業者が自動車リース事業者の場合は、借り受ける運送事業者につき上記台数)
		アーム式	10万円	
		垂直式	10万円	
		後部格納式	20万円	
		床下格納式	20万円	

※1 複数台申請した場合であっても、**申請額が予算額を超過した場合は補助金の交付を受けられない場合があります。**詳細は下記 [8. 交付決定等 P7-8](#) をご確認ください。

※2 「Gマーク取得事業者」とは、全ト協による貨物自動車運送事業安全性評価事業の認定を受けている事業者をいいます。

※3 一つの運送事業者が自社所有車両及びリース車両の両方を申請しても、その合計台数が補助上限台数（1台又は2台）を超えて補助金の交付を受けることはできません。

4. 申請者

申請者※1, ※2 は、申請資格を有する者でテールゲートリフター装着車両の自動車検査証上の「所有者」※3 です。自動車検査証上の「使用者」が申請を行うことはできません。特にリースによる導入の場合は、装着車両の所有者である自動車リース事業者が申請者※4 となりますので注意してください。

※1 **トラック搭載型クレーン補助金並びにトラック搭載用2段積みデッキ補助金と重複して申請することはできません。**

※2 Gマーク取得事業者において2台申請する場合、同一事業者において複数の営業所分を申請する場合は、当該全営業所分の申請を本社が取りまとめうえで一括申請してください。

※3 自動車検査証の所有者が補助対象機器装着車両の使用人と異なる場合（手形あるいは割賦による支払のため所有権留保等により自動車販売会社や関連会社等が所有者であり、使用者である

運送事業者と異なる場合等。リースの場合を除く。)は、令和3年3月31日までに所有権留保解除の手続きを行っていただき、所有権を自社所有に変更しなければ補助金の交付を受けることができません。

- ※4 Gマーク取得事業者において2台申請する場合、自社所有車両とリース車両をそれぞれ申請する場合は、運送事業者とリース事業者それぞれが申請しなければなりません。

5. 申請方法

全ト協へ郵送 (書留郵便又はレターパックに限ります。一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。)により申請を行ってください。※1,2,3,4

- ※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。
- ※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」でお送りください。
- ※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできません。なお、宅配便事業者が信書として取り扱う商品は送付可能です。
- ※4 全ト協への直接持参による受付は行いません。

送付先 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 補助金担当 あて
●封筒に、『**テールゲートリフター補助金 申請書類在中**』と赤字で記載してください。

【 **※注：各都道府県トラック協会窓口での書類受付は行いません。
直接全ト協へ郵送で申請書類をご送付ください。** 】

6. 申請受付期間

令和3年2月19日(金)から3月11日(木)まで ※1,2,3

- ※1 先着順ではありません。上記期間中の申請を全て受け付けます。
- ※2 令和3年3月11日(木)を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。
- ※3 郵便局の消印が令和3年3月11日(木)までのものを有効とします。3月11日(木)発送の場合は、**3月12日(金)に全ト協必着**でお願いします。なお、3月12日(金)以降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。

7. 申請書類等

以下に記載の申請書類を**正本1部**提出してください。※1,2,3

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

◆ 申請に必要な書類

※申請時点でテールゲートリフター(機器)を『導入済みの場合(下記**A** [P6-7](#)参照)』と『未導入の場合(下記**B** [P7](#)参照)(令和3年3月31日までに導入予定の場合)』で提出する書類が異なります。
下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出してください。

A：申請時点で機器を導入済みの場合【導入後申請】

※ホームページ上でご覧の場合、書類様式「有」をクリックすると、様式ダウンロードページが開きます。

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
A-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	
A-2	交付申請書兼実績報告書 (様式第2)		1	有
〃	交付申請書兼実績報告書 別紙 (様式第2の1)		車両毎	
A-3	補助対象機器(装着車両)にかかる見積書の写し	機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入が判別できるもの	車両毎	無
A-4	補助対象機器(装着車両)にかかる請求書の写し	自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあつては品名、型式等の記載があるもの	車両毎	無
A-5	補助対象機器(装着車両)にかかる支払を証する書類の写し	原則として領収証の写し。自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあつては品名、型式等の記載があるもの ^{※1}	車両毎	無
A-6	機器装着車両の自動車検査証の写し ^{※2}	後付装着の場合は、構造等変更検査前後2通の自動車検査証の写しが必要	車両毎	無
A-7	テールゲートリフターの装着状態を示す写真3枚	機器と装着車両の自動車登録番号が確認できる写真2枚と機器の製造番号が確認できる銘板等の写真1枚	車両毎	有 (台紙)
A-8	自動車賃貸契約書の写し	・リース事業者による申請の場合に限る ・転リースを介している場合は、転リース事業者との自動車賃貸契約書も必要	車両毎	無
A-9	履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの)の写し	・リース事業者による申請の場合に限る ^{※3} ・転リースを介している場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要	1	無
A-10	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間(5年)を満たすまで、機器を貸し渡すことを証する書類 ・転リースを介している場合は、転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要	1	有
A-11	補助金請求書(様式第11)		1	
A-12	補助金申請に係る宣誓書		1	
A-13	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの ^{※4}	1	無
A-14	Gマーク認定証の写し	Gマーク取得事業者であつて、2台申請の場合に限る	1	無

※1 申請時点で支払が未完了などを理由に提出できない場合は、①提出できない理由②支払予定期日③手形又は割賦の弁済予定期日等を明記した書類を提出してください。様式は問いません。

※2 申請時点で所有権留保の車両を申請後3月31日までに所有権留保を解除する場合は、所有権留保解除の前後2通の自動車検査証の写しが必要となります。(解除後の自動車検査証は4月6

日までに全ト協へ提出が必須となります。) なおこの場合、申請書類として所有権留保解除予定のため書類提出できない旨を記載した書類を提出してください。

※3 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

※4 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

B：申請時点で機器を未導入の場合（3月31日までに導入予定の場合）【導入前申請】

※ホームページ上でご覧の場合、書類様式「[有](#)」をクリックすると、様式ダウンロードページが開きます。

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
B-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
B-2	交付申請書（様式第1）		1	
〃	交付申請書 別紙（様式第1の1）		車両毎	
B-3	補助対象機器（装着車両）にかかる見積書の写し	機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入が判別できるもの	車両毎	無
B-4	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し	・リース事業者による申請の場合に限る ^{※1} ・転リースを介している場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要	1	無
B-5	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの ^{※2}	1	無
B-6	Gマーク認定証の写し	Gマーク取得事業者であって、2台申請の場合に限る	1	無

※1 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

※2 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

8. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、予算の範囲内で以下(2)の方法により、申請時に機器導入済みの申請者【**A**導入後申請】にあつては「補助金の交付決定及び額の確定」を、申請時に機器未導入の申請者【**B**導入前申請】にあつては補助金の「交付決定」を行い、全ト協から申請者へ連絡します。^{※1}

※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定の方法

予算の範囲内で以下の方法により交付決定を行います。交付決定の結果は、申請者に対し、令和3年3月18日（木）（予定）以降、書留郵便により全ト協から文書により通知します。

交付決定の方法

- ①申請者が申請時に定めた1台目の申請^{※1}を優先して、交付決定を行う。
- ②1台目の申請額の合計が予算額を超過した場合は、予算の範囲内において、書類到着後に全ト協よりFAX返信する「申請書類等受領連絡票」に記載された受付番号の下1桁（1桁目で決まらない場合は下2桁）の数字が、全ト協において抽選により抽出する0から9の数字の1つ（1桁目で決まらない場合は2つ）と合致する申請者に対し、交付決定を行う。
- ③1台目の申請に対する交付決定の結果、予算残が生じた場合は、2台目の申請について、交付決定を行う。なお、2台目の申請額の合計が予算残額を超過している場合は、上記②と同様の方法により交付決定を行う。

※1 複数台を同時申請する場合は、申請時に補助額が高いものから順に1台目、2台目と定めて申請を行ってください。特に、自社所有車両とリース車両の申請が混在する場合は自動車リース事業者と相談の上、順位付けを行っていただくようお願いします。

(3) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和3年3月31日までに導入したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に機器を導入予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 申請時に機器を未導入の場合【**B**導入前申請】であって、交付申請書に記載された補助金交付申請額に誤りが判明した場合は、当該交付決定は無効となります。補助金交付申請額に間違いの無いよう事前によく確認するとともに、交付申請書に記載間違いが無いように十分注意してください。
- ④ 申請時に機器を未導入の場合【**B**導入前申請】にあつては、交付決定を受けただけでは補助金の交付を受けることはできません。補助金の交付を受けるためには下記9.に基づく実績報告を必ず行う必要があります。4月6日（必着）までに実績報告を確実に行ってください。
なお、期限までに実績報告が行われなかった交付決定通知は、当該期間の終了をもって無効となります。いかなる理由であっても、提出期限を過ぎてからの実績報告は受理できません。
- ⑤ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退したり、あるいは実績報告を行わなかった場合は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。交付決定の通知を受けた際は、確実に実績報告を行うか、交付決定の辞退手続きを必ず行ってください。

9. 実績報告書の提出

（申請時に機器を未導入の場合【**B**導入前申請】に限る）

交付決定を受けた者（以下「導入前申請者」という。）は、下記の期限までに以下の書類の正本1部を**全ト協へ郵送**（書留郵便又はレターパックに限る。）で提出しなければなりません。^{※1,2,3,4}

実績報告期限：令和3年4月6日（火）全ト協必着

- ※1 **全ト協への書類到着が4月6日（火）まで**となります。**消印有効ではありません**。書類到着が4月7日（水）以降となると補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。
- ※2 各都道府県トラック協会への提出は認められません。
- ※3 導入前申請者は書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は5年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。
- ※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

※ホームページ上でご覧の場合、書類様式「有」をクリックすると、様式ダウンロードページが開きます。

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
C-1	実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票		1	有
C-2	実績報告書（様式第8）		1	
〃	実績報告書 別紙（様式第8の1）		車両毎	
C-3	補助対象機器（装着車両）にかかる 請求書の写し	自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあっては品名、型式等の記載があるもの	車両毎	無
C-4	補助対象機器（装着車両）にかかる 支払を証する書類の写し※1	原則として領収証の写し。自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあっては品名、型式等の記載があるもの	車両毎	無
C-5	機器装着車両の自動車検査証の写し※1	後付装着の場合は、構造等変更検査前後の合計2通の自動車検査証の写しが必要となります	車両毎	無
C-6	テールゲートリフターの装着状態 を示す写真3枚	機器と装着車両の自動車登録番号が確認できる写真2枚と機器の製造番号が確認できる銘板等の写真1枚	車両毎	有 (台紙)
C-7	自動車賃貸契約書の写し	・リース事業者による申請の場合に限る ・転リースを介している場合は、転リース事業者との自動車賃貸契約書も必要	車両毎	無
C-8	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間（5年）を満たすまで、機器を貸し渡すことを証する書類 ・転リースを介している場合は、転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要	1	有
C-9	補助金請求書（様式第11）		1	
C-10	補助金申請に係る宣誓書		1	

- ※1 **手形や割賦などの清算や所有権留保の解除など所要の手続きを全て完了**し、必要な書類を揃えた上で**4月6日までに**実績報告を行ってください。

10. 補助金の額の確定

（申請時に機器を未導入の場合【**B**導入前申請】に限る）

上記9.の実績報告書類の内容を審査し、適正であると認められた場合は、全ト協から導入前申請者へ補助金の額の確定を通知します。

11. 注意事項

- (1) 今回の補助事業は、**事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）**に全ト協指定のテールゲートリフターを導入したものが対象となります。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）や軽自動車への導入は対象ではありません。また、自家用ナンバーの車両を事業用に変更した場合も対象となりません。
- (2) 補助金を受けたテールゲートリフターは、財産処分制限期間（5年）の保有義務が生じます。その間に売却等で装着車両の所有者を変更する場合や、事故や故障等による損害等により機器を使用できなくなり当該機器や装着車両を処分する場合は、補助金の返還義務が生じます。また、リースの場合にあっては、リース契約の解約やリース満了に伴うリース事業者から当該使用者への権利譲渡も補助金の返還対象となります。なお、いずれの場合も処分に当たっては、**全ト協へ事前に申請を行うとともに承認を受ける必要があります。**
- (3) 申請するテールゲートリフターに関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。（装着車両本体に対する補助金は該当しません。）
- (4) テールゲートリフター装着車両の購入や機器導入の際の支払方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払でなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は **3月31日までに全て支払を完了しなければ認められません。**
- (5) 上記(4)に関連し、手形や割賦による支払で清算ができていない場合は、支払いを3月31日までに全て完了し、かつその証明書類を **4月6日（火）までに**全ト協へ提出しなければなりません。4月6日までに提出されない場合は、補助金の交付を受けることはできません。
- (6) 上記(4)、(5)に関連し、車両の購入とあわせて機器代金の請求が行われている場合は、**車両代金も含めて支払が完了**しなければなりませんので十分に注意してください。またその際、機器代金のみ支払を完了し、車両代金を手形あるいは割賦にするような支払形態は認められません。
- (7) 手形あるいは割賦による支払のため、テールゲートリフター装着車両の所有権が留保されている場合は、補助金の交付を受けることはできません。3月31日までに所有権留保を解除しなければなりません。
- (8) リースによる導入の場合にあっては、装着車両のリース契約期間が、原則として財産処分制限期間（5年）以上でなければ補助を受けることはできません。なお、リース契約期間が当該期間を満たない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を満たすまでの間、補助対象機器を自動車運送事業者に確実に貸し渡す必要があります。

※補助制度に関するQ & Aを別途作成しております。Q & Aもあわせてご確認ください。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部（補助金担当）

電話：03-3354-1069 FAX：03-3354-1094

〔受付時間〕 平日9:00~17:00（12:00~13:00を除く）